

令和2年度 福島森林管理署白河支署公共工事契約状況

分任支出負担行為担当官
 福島森林管理署白河支署長 古張 道朗

令和3年2月5日
 理署白河支署
 分任支出負担
 行為担当官

工事名		施工場所		工事種別	工事概要	入札方式
立矢沢林道外2改良工事		福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字戸倉山国有林1100林班外		林道工事	別紙 積算内訳書のとおり	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所			
8,624,000 円	7,514,710 円	令和2年8月20日	福島県東白川郡棚倉町大字関口字下志宝1-3 森本建設株式会社			
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期				
8,490,000 円	令和2年8月	令和2年11月				

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
 別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
 別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
 別紙「入札筆記書」(別紙2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
 別紙「積算内訳書」(別添3)のとおり

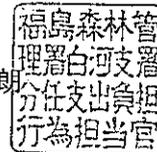
入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和2年7月8日

分任支出負担行為担当官

福島森林管理署白河支署長 古張 道朗



1 工事概要等

- (1) 入札番号 1号
- (2) 工事名 立矢沢林道外2改良工事
- (3) 工事場所 福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字戸倉山国有林1100林班外
- (4) 工事内容 詳細は別途示す「工種別数量内訳書等」のとおり（下記6の配付資料等からダウンロードすることができる。）
- (5) 工事区分 土木一式工事
- (6) 工期 契約締結日の翌日から令和2年11月20日まで
- (7) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (8) 本工事は、復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興JV」という。）の参加を認める試行工事である。
- (9) 本工事は、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価及び令和2年2月から適用する資材単価等を適用している。詳細は関東森林管理局ホームページを参照。（http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tisan/20140421_1.html）
- (10) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和2年8月31日まで余裕期間を見込んだ工事である。
なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。
また、余裕期間内に施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合には、監督職員との協議により工事着手できるものとする。
- (11) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間が60分程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- (12) 本工事は、週休2日（4週8休以上（受注者希望方式の場合は4週6休以上）の現場閉所）を促進する試行工事である。
ア 週休2日を実施する場合は施工計画書を提出する前に監督職員と協議するものとする。
イ 週休2日を促進する対象期間は着手日から完了日までとする。
ウ 対象期間を通して週休2日（4週6休以上の現場閉所率）を実施した場合には、精算時に工事費の補正を行うとともに、工事成績評定においてプラス評価を行う。
なお、実施できなかったことを理由にマイナス評価は行わない。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている

者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 平成31・32年度の関東森林管理局における土木一式工事に係るB等級からD等級の一般競争入札参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成17年4月1日から令和2年3月31日までの間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。

なお、当該実績が林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び治山センター所長（以下「森林管理局長等」という）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認められない。復旧・復興JVにあっては、構成員のいずれか1社が上記要件を満たしていること。経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。同種工事は、次のいずれかとする。

- (ア) 林道又は林道規定の自動車道の構造・規格を満たす作業道の工事。
 - (イ) 治山事業における保安林管理道又は治山資材運搬路の工事。
 - (ウ) 農道又は市町村道の工事。
 - (エ) 治山事業における溪間工事、山腹工事又は地すべり防止工事。
- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては工事現場への専任を要しない。

ア 1級若しくは2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、詳細は入札説明書による。

イ 平成17年4月1日から令和2年3月31日までの間に、(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該工事は森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満であるものは経験として認められない。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

エ 復旧・復興JVにあっては、構成員のうちいずれかのものにおいて、当該工事の施工実績を有した管理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 森林管理局長等が発注した森林土木工事で、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。復旧・復興JVにあつては、全ての構成員について上記要件を満たしていること。
- (8) 上記1の工事概要等に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く入札説明書参照。）。
- (10) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、福島県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・宮城県・山形県内に所在すること。復旧・復興JVにあつては、構成員のいずれか1社が福島県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官または分任支出負担行為担当官（以下「支出負担行為担当官等」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 提出期間、場所及び方法
 - ア 提出期間：令和2年7月6日から令和2年7月17日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から16時まで（12時から13時までを除く。）。
 - イ 提出場所：〒961-0074
福島県白河市郭内128-1
福島森林管理署白河支署 総務グループ 総括事務管理官
電話 0248-23-3135
 - ウ その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による。ただし、承諾を得て紙入札による場合はこの場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）（締切日時必着）で提出すること。
申請書・資料等の各様式は、関東森林管理局ホームページからダウンロードすることができます。）
- (3) (2)のアに規定する期間内に確認申請書及び確認資料を提出しない者又は、競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

4 入札手続等

- (1) 担当部局

上記3の(2)に同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

やむを得ない事情により紙入札を予定している者等には下記により交付する。

- ア 交付期間：令和2年7月6日から令和2年8月14日まで（休日を除く。）の9時から16時まで（12時から13時までを除く。）。
- イ 交付場所：上記3の(2)イに同じ。
- ウ その他：電子データにて配布を希望する者は、空のCD-Rメディアを持参すること。
なお、配布資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

- ア 電子入札システムによる入札の開始は、令和2年8月13日9時、入札の締切は、令和2年8月17日10時とする。
なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。
- イ 紙入札方式により持参する場合は、令和2年8月17日の9時50分から10時までに福島森林管理署白河支署2階会議室へ持参の上、入札すること。
- ウ 開札は、令和2年8月17日10時に福島森林管理署白河支署2階会議室にて行う。
- エ 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。
- オ 入札参加者は、「関東森林管理局等競争契約入札心得」並びに「暴力団排除に関する制約事項」について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(4) 落札者の決定

- ア 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ アにおいて、最低価格の者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
なお、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

5 その他留意事項

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金：免除

イ 契約保証金：納付するものとする。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる

(ア) 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとする。

(3) 工事費内訳書の提出

ア 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システム等により提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式自由）を提出すること。

イ 当該工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入等の不備があるときは、関東森林管理局署等競争契約入札心得第7条第11号に該当する入札として、当該入札を無効とする。

ウ 工事費内訳書は必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(4) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。

ウ 支出負担行為担当官等から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

(5) 契約書作成の要否： 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3の(2)のイに同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3の(1)により参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 本案件は、提出資料及び入札を電子入札システムにより行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（平成16年7月29日付け16林政政第269号林野庁長官通知）による。

(9) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年度農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを否定し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規定第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取

その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(10) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とし、提出された申請書及び資料は返却しない。

(11) 現場説明は行わない。なお、現場案内についても行わない。

(12) 詳細は入札説明書による。

6 配付等資料

- (1) 入札説明書
- (2) 工事請負契約書（案）
- (3) 工種別数量内訳書
- (4) 特記仕様書
- (5) 現場説明書
- (6) 図面
- (7) 公表用設計書

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

(別添2)

【最低価格落札方式の場合】

入札執行調書

入札物件番号	第1号	物件名	立矢沢林道外2改良工事				
入札者の商号 又は名称	入札金額						備考
	第一回	順位	第二回	順位	第三回	順位	
森本建設 株式会社	8,490,000	1					落札

(注) 上記金額は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額である。

入札執行月日 令和2年8月17日

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行官 農林水産事務官 古張 道朗

立会職員 農林水産技官 斉藤 伸二

確認職員 農林水産技官 服部 忠博

令和2年度

積算内訳書

路線名 立矢沢林道 支線名

工事名 立矢沢林道外2改良工事

施工地 福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾
字戸倉山国有林1100林班外

森林管理局 関東森林管理局
森林管理署 福島森林管理署
事務所名等 白河支署

本 工 事 費 内 訳 表

工事名 立矢沢林道外2改良工事

福島森林管理署 白河支署

明細No	費目・工種	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1	土工費	1000.00	m	-	3,974,000	
	細 計				3,974,000	
	間接工事費 共通仮設費	1.00	式	-	761,000	
	細 計				761,000	
	小 計				4,735,000	
	間接工事費 現場管理費	1.00	式	-	1,914,000	
	小 計				1,914,000	
	計				6,649,000	
2	土工費	1.00	基	-	127,000	
	細 計				127,000	
	間接工事費 共通仮設費	1.00	式	-	24,000	
	細 計				24,000	
	小 計				151,000	
	間接工事費 現場管理費	1.00	式	-	61,000	
	小 計				61,000	
	計				212,000	
3	土工費	1.00	基	-	127,000	
	細 計				127,000	
	間接工事費 共通仮設費	1.00	式	-	24,000	
	細 計				24,000	
	小 計				151,000	
	間接工事費 現場管理費	1.00	式	-	61,000	
	小 計				61,000	
	計				212,000	
	一般管理費等	1.00	式	-	1,551,000	
	計				1,551,000	
	合 計				8,624,000	
	消費税相当額				862,400	
	合 計				862,400	

